

平成26年度 にぎわい茶房事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民又は本町への来訪者等が気軽に集い飲食できる場所及びもてなしを提供し、町民相互の交流を増進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 にぎわい茶房(以下、「茶房」という。)の実施主体は飯豊町とし、事業の一部若しくは全部を適切な事業運営が可能と認められる者(以下、「協力店」という。)との覚書を以って実施するものとする。

(事業内容)

第3条 協力店における事業内容は、次に挙げる事項とする。

(1) 場所の提供

町内に目的を達成するための場所及びもてなしを提供すること

(2) 飲食物の提供

新たににぎわいメニューを加え、提供すること

(3) 利用簿の設置

茶房に利用簿を設置し、利用者に記入いただくこと

(4) のぼり旗の掲揚等

のぼり旗を掲揚し、ウェルカムボードを設置すること

(5) 情報の提供

町内外の情報を提供すること

(6) 打合せ会並びに研修会への参加

町が実施する茶房に関する打合せ会(4月23日(水))、研修会(11月26日(水))に出席すること

(7) スタンプラリーの実施

茶房スタンプラリー(平成26年度新規)の実施に協力すること

(8) その他必要と認められるもの

(実施日時等)

第4条 業務の実施日は、協力店の営業日とし、その営業時間のうち2時間程度とする。

(協力謝金)

第5条 茶房として運営し町民又は町への来訪者があり、もてなした日、日額500円とする。ただし、もてなしの実績のない日は除くものとする。

(協力金の請求と実施報告)

第6条 1ヶ月の協力が終了したら、翌月7日までに実施報告書(様式第1号)、利用簿(様式第2号)及び請求書を提出すること。

(覚書の取り消し)

第7条 町は、協力店が次の各号の一に該当するときは、覚書を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる事業を実施しないとき。
- (2) 協力店が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (3) 町の都合により覚書の取り消しを必要とするとき。

(関係法令の遵守)

第8条 事業の実施にあたっては、営業に関する衛生管理、防災等の関係法令及び監督官公署の指導を遵守すること。